

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年3月3日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 随時監査(工事監査・後期) (21監査第81号) 分

指摘事項	平成22年度措置状況(当初)	平成22年度措置状況(当初措置後の対応)	担当課	
<p>1 計画及び設計について (報告書3ページ)</p>	<p>(1) 旧溜池の跡地処理に関し調査・検討の上、早急に対処すべきもの 山の中腹に位置する旧溜池が、管理不十分で危険な状態であると危惧される事例があった。 この池は、溜池としての必要性がなくなったため、平成2年に用途廃止し、水抜きした上で管財課が引き継いだ市有財産である。その後、湧水や裏山からの雨水の流入により再び池となり現在に至っている。 管財課では、児童等が池へ入ると危険であると判断し、ロープで周囲を囲うとともに注意喚起看板を設置した。また、池から漏水があったため、堤体法尻に暗渠排水管を設置するなどの対策もした。池の埋め立ても検討したが、湧水による影響が危惧されたため、それを断念した経緯もある。 しかし、この池は、山腹に広がる住宅団地の上部にあり、背面に山を抱えていることと、堤体からの漏水もあることから、現状のまま管財課が管理し続けることは防災上危険であると危惧される。そのため、「裏山からの湧水や雨水処理の対策をし、池を埋め立てて土地の有効利用を図るのか」、「所管換えして正規の転落防止柵を設置し、雨水調整池として残す必要があるのか。また、そのためには堤体の補強等が必要か」等の調査・検討を行い、旧溜池の跡地処理に関し早急に対処すべきである。</p>	<p>今後、工事関係課等と協議し、安全面で最適な処理方法の検討を行い、早急に対処する。</p>	<p>当該地は地すべり防止区域内に位置していることから、地すべりを誘発する可能性のある埋め立て等の工事が実施できないことや、現状、雨水調整池及び溜池としての機能が無いため、事業課への所管換えもできないことなどから、引き続き管財課で所管し、安全対策を講ずることとした。昨年、農業土木課と現地調査を実施し、裏山から湧水が流れ込んでいる箇所を特定し、池に水が溜まらないよう湧水を直接排水する工事を実施した。しかし、池の水が完全に引くことはなく、一部水溜り箇所が残っていることから引き続き改善に向けた検討及び対策を行う。</p>	<p>管財課</p>
<p>1 計画及び設計について (報告書4ページ)</p>	<p>(3) 転落防止柵の構造に関し改善又は検討すべきもの ア 用排水路沿いの市道に転落防止柵を設置する工事において、網型フェンス下部から水路天端までの開口部が最大60cmの箇所があり、路面凍結時などにこの隙間から水路に転落する可能性があるため、安全性が十分に確保されていない事例があった。 用水管理者からの要望を取入れ、浚渫時の泥上げのために開口部を設けたものであるが、このままでは転落防止という機能を十分に果たせていない。地元関係者と協議し、安全を確保できるよう早急に改善されたい。</p>	<p>転落防止柵の下部において、水路天端までの開口部が安全を確保されていない状況であることについては、用水管理者及び地元関係者と協議し、浚渫作業の泥上げ時に取り外すことができ、簡易に開口部を設けることが出来る横ビームを、幼児等の転落が防げる幅にて設置することで改善を図る予定である。</p>	<p>転落防止柵の下部において、水路天端までの開口部が安全を確保されていない状況であることについては、用水管理者及び地元関係者と協議の上、幼児等の転落が防げる幅で横ビームを設置することで、安全を確保し改善を図った。</p>	<p>道路課</p>